

平成25年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成25年6月26日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総 務 部 長	新庄 敏雅
市 民 部 長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政 策 監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教 育 部 長	中島 宗七
政 策 監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
総 務 部 次 長	立入 孝次	広報秘書課長	竹中 宏
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	橋 俊明	事 務 局 次 長	白井 芳治
書 記	遠藤 美穂子	書 記	東郷 達雄

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第51号から議第60号まで及び議第62号から議第66号まで
(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第1号) 他14件)
各常任委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第67号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 発議第6号 野洲市議会基本条例の一部を改正する条例
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第3 意見書第5号及び意見書第6号
(年金削減に反対する意見書(案) 他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第4 決議第1号 橋下徹大阪市長(日本維新の会共同代表)の旧日本軍『慰安婦』発言に対し謝罪と撤回を求める決議(案)
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第5 議員の派遣について

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午後1時00分) 皆さん、お疲れさまです。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員、20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、6月14日と同様であり、

配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第10番、坂口哲哉議員、第11番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第51号から議第60号まで及び議第62号から議第66号まで、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他14件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行議員。

○1番(矢野隆行君) 第1番、矢野隆行でございます。

去る6月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月18日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第53号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例、議第54号野洲市防災センター条例の一部を改正する条例、議第55号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第56号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第58号野洲市北櫻財産区管理条例を廃止する条例、議第59号北櫻財産区財産の譲与について、議第63号野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例、議第64号和解について、議第65号和解及び損害賠償の額を定めることについて、議第66号和解及び損害賠償の額を定めることについて。

以上の10議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重にいたしました結果、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号、議第58号、議第59号、議第64号、議第65号及び議第66号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第63号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世議員。

○2番(梶山幾世君) 第2番、梶山幾世でございます。

去る6月13日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第52号野洲市子育て支援会議条例の1議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第52号の1議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、坂口哲哉議員。

○10番(坂口哲哉君) 第10番、坂口哲哉です。

去る6月13日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第57号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、議第60号琵琶湖流域下水道協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについて。以上、2議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第57号及び議第60号について、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います

す。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

第19番、田中良隆議員。

○19番(田中良隆君) 第19番、田中良隆でございます。

去る6月13日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月18日に総務分科会、19日に文教福祉分科会を、24日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました。その結果についてご報告申し上げます。

議第51号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第1号)、議第62号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第2号)。この2議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第51号及び議第62号は、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより、予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第51号から議第60号まで、及び議第62号から議第66号までの各議案について、討論を行います。討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第14番、小菅六雄議員。

○14番(小菅六雄君) それでは、議第63号野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の制定に対する反対討論を行います。

今回、提案は市職員の給与月額を3.5%から最高8%の引き下げを、今年7月から来年3月まで行おうとするものであります。これにより、職員全体で1億300万円の減額になると試算されています。言うまでもなく、公務員給与は国自身が自ら定めた人事院勧告制度に基づいて定めるものであります。これを最低限の賃金、給与決定ルールをも無視

したものであります。さらに、重大な問題は、今回、国が地方自治体の固有の財源である地方交付税削減を盾にとり、給与引き下げを事実上、強制しています。まさに、地方自治制度を根幹から否定するものであります。

この件では、市長自身も3月定例会で国のこのような進め方を強く批判し、憲法違反の恐れもあると表明していました。憲法違反の恐れがあると表明された市長が、その状態が解消されないまま、これを関連議案として議会提案することは許されないものであります。この件では、去る6月18日の総務常任委員会で、この点を質問いたしました。認識を問いましたが、この委員会での市側の答弁では、市長の憲法の部分の発言はよくわからないので答えられないということでした。これに対して、他の議員からも市長のそのような発言の確認も必要でないかとの意見も出されました。また、最後、矢野委員長からも後日、委員会にその点について執行部に回答を求める趣旨の発言もされました。しかし、本日に至るまでこの間、市としての見解表明はなく、今回の議案採決であります。いずれにしましても、市長自身は憲法違反の恐れがあるという認識のもとで、そのまま提案され、採決は問題であると考えています。

大きな2点目。このような大幅な職員給与の減額は、職員の生活破壊であり、ひいては野洲市の地域経済にも悪影響を与えます。また今後、民間給与とも引き下げの口実にされることは必至であります。

3点目に、今回、市長から給与引き下げの条件として、特別休暇を増やすという提案もありました。これは、平成25年度及び26年度の2カ年にわたり、特別休暇を与えるものとしています。給与を引き下げるから、休暇を与えるというのは、私は本来の特別休暇制度の趣旨とあり方に反していると思います。ご承知のように、現在、野洲市職員の勤務時間、給与等に関する条例の第14条では、特別休暇の規定をしています。ここでは、特別休暇は選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として、規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定めるとしています。

これに基づいて、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の第15条で、特別休暇の中身、つまり22項目を規定しています。今回も特別休暇は、私はこの22項目に当てはまるものではないと考えます。よって、今回提案されている特別休暇は付則を付け加えた上で臨時特例に関する規則を新たに制定したものであります。つまり、このような手法に基づく休暇制度は、異例の休暇と言わなければなりません。この面でも、私は適切ではないと考

えております。

そこで、今回の特別休暇付与ですが、これも私は本当に職員の皆さんが喜んでいるのかどうか疑問であります。それだけでなく、市職員の皆さんの有給休暇の取得率は、いうまでもなく大変低いものであります。このまま休暇が増えても、取得の保障は必ずしもありません。それならば、もっと有給休暇を取得しやすい職場環境をつくることこそ必要と思います。さらに、今回の特別休暇制度は、市民にも理解されるとは思われません。あえて言うならば、特別休暇よりも、本来野洲市でも支給されるべき地域手当の支給こそすべきでないかと考えます。このことを前向きに検討されることも求め、今回の給与改正に関する条例改正には反対するものであります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 1 8 分 休憩）

（午後 1 時 3 4 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第 1 8 番、内田聡史議員。

○1 8 番（内田聡史君） 第 1 8 番、内田聡史です。ただいま議題となっております野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例については、平成 2 5 年 1 月 2 4 日付閣議決定され、同 1 月 2 8 日付、総務大臣からの通知に基づき、野洲市職員の給与減額措置について定めるものです。今回の国からの要請は、地方交付税の減額と一体になっており、国からの要請に応えることの是非については、全国的な議論となっています。山仲市長は当初から、地方自治の根幹を揺るがす国の実質的な強制であるとの見解を示されています。全国的に見ても、全国市長会や地方 6 団体の見解も同様であります。要請の形をとっているものの、地方公務員の給与減額について、国家公務員の給与改定を定めて法律の中に取り込むなど、異例と言わざるを得ません。本来であれば、受け入れるべき要請ではありませんが、既に国は地方交付税法を先行して改正し、地方交付税を削減しています。職員給与減額を受け入れなければ、市民サービスに影響が出るという仕組みをつくりあげてしまったことは、大変遺憾に感じるところであります。全国多くの市町村で給与減額が行われることになろうと思いますが、住民サービスを犠牲にしてまで、職員の給与を維持することについては理解が得にくい話であります。場合によっては、市民と職員の間溝ができてしまうことも予想されます。その

ようなことになっては、今後のまちづくりに大きな影響を与えてしまうことにもなりかねず、今回出された案は苦渋の決断の末に出された結果であると考えます。

今議会の冒頭で、野並議員の議案質疑の市長の答弁、また総務常任委員会で小菅議員が行われた質疑の中の答弁で、職員組合との交渉はたび重なる話し合いの結果、理解を得られ、妥結に至ったとのこととあります。誰しも削減したくないでありましょうし、削減してほしくないという気持ちは同じですが、現状と今後を考えた上で出された結論を尊重したいと思います。

今回のこの国のやり方は、私自身も反対討論を行われた小菅議員と同じように遺憾を感じるわけではありますが、野洲市の財政状況、そして今後のまちづくりを考える中で出された苦渋の決断ということを理解した上での判断とさせていただきました。また、先の議会で議員報酬削減に関する条例が賛成多数で可決されました。提案理由の説明の中で、行政職も皆さんと痛みを共にするといった趣旨が入っておりました。この案に賛成したのであれば、今回の条例に賛成いただけると考えております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。まず、議第51号から議第60号まで、議第62号及び議第64号から議第66号までについて、一括採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案14件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第51号から議第60号まで、議第62号及び議第64号から議第66号までの議案14件につきましては、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第63号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第67号、発議第6号、意見書第5号及び意見書第6号、決議第1号並びに議員派遣についてを日程追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、議第67号、発議第6号、意見書第5号及び意見書第6号、決議第1号並びに議員派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(三和郁子君) 追加日程第1、議第67号野洲市使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、たびたびの会期中の追加で恐縮でありますけれども、議第67号の提案理由の説明をさせていただきます。野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、本年第1回市議会定例会において議決いただきました、野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、その改正内容の一部である野洲市体育センターの使用料について、表記誤りがありましたので、その誤りを正すため改正しようとするものです。なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の野洲市使用料条例の規定は、平成25年4月1日以後に納付のあった使用料について適用とするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(三和郁子君) これより、ただいま議題となっております議第67号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。次に、ただいま議題となっております議第67号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、議第67号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第67号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第67号野洲市使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第2）

○議長（三和郁子君） 追加日程第2、発議第6号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、発議第6号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年4月に施行いたしました野洲市議会基本条例も2年が経過いたしました。この間、議会では報告会、懇談会の開催やこれまでの条例、規則の改正による市民に開かれた議会を目指し、各種の取り組みを進めてまいりました。議会改革特別委員会では、現在の議員の任期も見据え、これまでの取り組みの検証による課題の整理、そしてその対応策について協議し、検討をいたしてまいりました。その結果、現在の基本条例の見直しの必要性が生じてまいりましたので、その一部を今回改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議員の会議や研修会等の出席に関する規定を追加し、議員としての責務の明確化を図ると共に、地方自治法との整合性の観点から、正副議長の立候補の届出規定の削除、その他表現の整理等を行ったものであります。なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております発議第6号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第39条第3項の規定より、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第6号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願ひます。起立全員であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（三和郁子君） 追加日程第3、意見書第5号及び意見書第6号年金削減に反対する意見書案、他1件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。意見書第5号及び意見書第6号について、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第5号年金削減に反対する意見書についての提案説明を申し上げます。意見書案をご覧になっていただきたいと思います。

平成24年11月16日に、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法

律が成立しました。これは、公的年金の年金額の特例水準の解消を行い、本年10月から3年間において、2.5%を削減するものであります。この特例水準は、平成12年から14年に行われた物価スライドに対する特例措置として、高齢者の生活実態や経済への影響を考慮して、消費者物価指数の低下にかかわらず、年金支給の削減を据え置いたものであります。

しかし、今日においては灯油、ガソリンなどの生活必需品の高騰、復興税の創設、さらには消費税の引き上げなど、高齢者の生活は厳しいものがあります。また、公的年金の削減は高齢化社会の中で、年金生活者だけの問題でなく、地域経済にも大きな影響を与えるものであります。よって、年金2.5%の削減を実施しないよう強く求めます。

以上が、年金削減に反対する意見書案でございます。

次に、意見書案第6号日本国憲法第96条の改正に反対する意見書の提案説明を申し上げます。

日本国憲法96条第1項では、この憲法の改正は各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案して、その承認を得なければならないと定められています。ところが、この改正規定を各議院の総議員の過半数の賛成で発議できるようにしようという動きが進められています。そもそも憲法は、国民主権の立場に立って、時の権力を縛ることに本質的役割があります。この発議の要件を過半数にすることは、権力を縛るという、憲法の本質にかかわる問題であります。さらに、安倍首相が、国連が集団安全保障を行う場合、日本は責任を果たせるのか、その参加の道は残しておいた方がいいと述べたように、憲法96条の改正の先に、憲法9条を変える狙いがあることは明らかであります。よって、日本国憲法96条の改正をしないことを、強く求めるものであります。

以上、2件であります。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております意見書第5号及び意見書第6号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時50分 休憩）

（午後1時58分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。質疑は30分間、3回以内で願

いたします。

第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

意見書第5号年金削減に反対する意見書につきまして、確認の意味を込めて質疑をさせていただきます。

平成24年11月16日に成立しました国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、これの概要について調べてみました。この概要説明の中で、特例水準の解消関係において、この提出されました意見書のとおり、世代間公平の観点から特例水準2.5%について、平成25年度から27年度までの3年間で解消するとあります。そして、同時に、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の特例に関する法律の一部改正というのがありまして、これまで年金と連動して同じスライド措置がとられてきたひとり親家庭や障がい者等の手当の特例水準、こちらは1.7%ですが、これについても平成25年度から27年度までの3年間で解消すると書かれております。

この意見書では、年金の方だけ述べられておりますが、この児童扶養手当のことは書かれておりません。先ほどの概要の中からはすると、連動ということになっていたもので、連動するから書かれていないのではないかと解釈できると思うんですけど、その辺を提案者にご質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（三和郁子君） 第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、丸山議員のご質問にお答えいたします。

意見書案の中には、連動する部分が書かれていないということでもあります。今、ご指摘ありましたように、昨年11月に国会で可決、成立したのが、国民年金法の改正でありまして、これは今お話がありましたように、世代間の公平という観点という理由で、3カ年でこれを解消するということで2.5%引き下げるというものです。これは、意見書にも書かれております。同時に、今、言われましたひとり親家庭及び障がい者等の手当、児童扶養手当の関係ですが、これまでも丸山議員が言われましたように、年金と連動してスライド措置がとられてきたものであります。これもご指摘ありましたように、25年度から27年度3カ年で1.7%引き下げるということです。聞きますと、25年度が0.7%、26年度は0.7%、それで27年度が0.3%、全体で1.7%引き下げるということであります。

それで、ご質問の関係では、確かにこの件については直接、意見書では触れられており

ませんが、これは先ほど丸山議員が言われましたように、年金の特例水準解消と同時に連動して行われることになっておりますので、確かに書かれてはおりませんが、仮に年金削減が中止されれば、必然的に児童手当等関係の削減も中止されるものとして、そういう解釈もしておりますので、その点はぜひご了解いただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第5号及び意見書第6号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第5号及び意見書第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第5号及び意見書第6号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時59分 休憩）

（午後2時04分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、第18番、内田聡史議員。

○18番（内田聡史君） 第18番、内田聡史です。意見書第5号年金削減に反対する意見書案に反対の立場で討論をさせていただきます。

本件は、先の政権時代における行政刷新会議の提言型政策仕分けの中で、年金給付が本来よりも高い水準で支払われていることへの批判が相次いだため、当時の厚生労働大臣が、次年度から3年間で年金給付の引き下げに取り組む考えを表明したことが発端であります。国民年金や厚生年金などの公的年金は、年金額の実質的な価値を維持する目的で、前年の全国消費者物価指数の上昇、下落に応じて、その翌年度の年金額を自動的に改定する物価スライドが行われることになっていきます。年金制度は、年金を受給する高齢者と保険料を負担する現役世代とのバランスの上に成り立っていることから、物価スライドは年金制度

を安定的に運営する上で必要な措置であります。

しかし、デフレが続いたこの10年余りで、何度も年金水準の引き下げを見送り、その結果、現在の年金給付は物価スライドを実施した場合、本来の水準より2.5%も割高状態になっており、これまで物価スライドを完全しなかったことによる過剰給付の累計は7兆円にも及んでいます。その結果、高齢化の進展、人口減少、若者の制度加入の減少で、わが国の年金制度は破綻の危機に直面しています。このような状態を放置すると、今後も年金受給者が増え、現役世代の負担は取りとめもなく増えていくことになるかと年金制度の崩壊を早めるだけであります。デフレ状態が長く続く中で、年金受給者の反発恐れ、年金の物価スライド方式による削減を行ってこなかった責めは受けなければならないと考えますが、今後、世代間の不公平を緩和し、いかにして持続可能な年金制度を維持するかを考えると、今回の措置は必要なものと考えます。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 次に、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 年金削減に反対する意見書についての賛成討論を行います。

厚生年金、国民年金の基礎年金額を物価スライドで決めるという方法がとられてきました。2000年から2002年に消費者物価が下がったが、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために、特例水準で年金額を据え置いてきました。2005年にマクロ経済スライドが導入され、議論が進められてきました。

今回の年金額の引き下げは、10年前据え置いたという時点にさかのぼって是正をするというために、3年間で2.5%の引き下げを決め、今年10月から実施されることになっています。消費者物価指数とは、昭和55年に選定され、512品目ですが、2000年にパソコンや携帯電話が追加され、514品目となっています。前年の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月から自動的に年金額が改定される仕組みになっていましたが、デフレのため差が生じてまいりました。年金を受け取る方にとって、514品目が下がったといっても、パソコンや携帯電話を毎年買うわけでもなく、生活としてデフレで楽になったという実感はありません。それよりも介護保険料の引き上げ、電気代、灯油、ガソリン代の値上げ、また、復興税の創設など、高齢者の生活は厳しさを増すばかりとなっています。来年4月から、また再来年10月からは消費税の引き上げも計画をされております。

このような中で、国民年金の方は月1,644円、年間1万9,728円。3年間で5万9,184円の減額。厚生年金の方は、月5,792円、年間6万9,504円。3年

間で20万8,512円となります。公的年金の削減は、高齢者の問題だけでなく、地域経済にも大きく影響を与え、自治体の税収減にも影響を与えると思います。また、不況が続く中で日本経済への打撃も看過できないのではないのでしょうか。物価スライドというのは、年金の目減りを回避するためのものであり、年金削減の手段とするのは本末転倒であります。デフレ経済を脱却するためには、国民の懐を豊かにし、内需の拡大を図ることが基本であることは、経済学者からも言われています。この道から逆行していったのでは、デフレ経済も脱却できません。

よって、年金の2.5%の削減を実施しないよう強く求め、本意見書の賛成討論とします。

○議長（三和郁子君） 次に、第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。それでは、ただいま議題となっております意見書第6号日本国憲法第96条の改正に反対する意見書案に反対の立場で討論をいたします。

日本国憲法が制定されて以来、六十数年、一度も憲法は改正されていません。戦後、日本は高度経済成長を遂げ、繁栄を築いてきました。その一方で、道徳心や公德心、日本的文化など失ったものも多くあります。世の中は大きく変わりました。国際情勢も刻々と変化しています。尖閣諸島をはじめ、領土問題も緊迫しています。

このような社会情勢のもと憲法を見直すのは、当たり前のことだと考えます。96条改正は、社会情勢や国民世論の変化に合わせ、国の枠組みを柔軟に改正するため、憲法改正の発議要件を各議院の総議員の3分の2から過半数に引き下げるものです。憲法改正は、発議後、国民投票でその過半数の同意で決まります。発議すらできない現状では、国民が暮らしやすい国に再生することすらできないと考えます。

意見書案では、憲法96条の改正の先に憲法9条を変える狙いがあることは明らかでありますとありますが、自衛隊は9条でいうところの陸、海、空軍、その他の戦力ではないのでしょうか。自衛のためといっても、国際社会では通用しません。過去、法律を拡大解釈するなどして、事に対応してきていますが、いつまで日本独特の曖昧さが許されるのでしょうか。国防のみならず、地方自治のあり方や両院制の見直し、時代に即応した人権、環境問題等々、時代に合った改革が求められる項目も多々あると思います。

このような考え方から、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書案に反対をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 次に、第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） それでは、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書に対しての賛成討論を行いたいと思います。

この案の方で先ほど述べられたように、自民党は今、憲法を改正して、国防軍をつくると主張しています。そして、維新の会やみんなの党などと共に衆議院で改憲連合の多数を占めているというのが現状です。この平和憲法というものが、本当に大きな危機に立っているという状態だと思います。この自民党の日本国憲法改正草案は、現在の憲法から侵略戦争反省や平和の誓いを消し去り、天皇中心の国で、海外で戦争できるものとしています。また、国民の基本的な人権や国会の権限、地方自治にも制約を加えるといったような内容です。現在の憲法を根本から覆し、戦前の日本に戻す、この憲法の改正は絶対に認めることはできません。この自民党の最大の狙いというのは、先ほども言いましたが、憲法9条を改悪することです。日本をアメリカと一緒に戦争できる国にするのが狙いです。そのために、憲法改正には国会議員の3分の2以上が賛成しなければならないとしている96条を過半数にと、ハードルを下げようとしています。憲法を、普通の法律と同じように過半数で突破するというのが狙いです。憲法というのは、時の政権が好きなように憲法を変えるのではなく、主人公は国民という憲法を真っ向から否定するもので、憲法を憲法でなくしてしまう、これは本当に暴挙だと思います。

こういった中で、元自民党幹事長の古賀誠さんが、我々の日本共産党の新聞赤旗のインタビューにこんなふうに応じられておられます。「憲法は、わが国の最高法規です。他の法規を扱う基準と違うのは当然でしょう」と96条改憲に反対を声明されました。これは、マスコミでも大きく取り上げられ、政界にも大きなショックを与えています。さらに、古賀さんは「特に9条は、平和憲法の根幹です。平和主義は、絶対変えるべきではない」と語り、この赤旗のインタビューに応じた理由は、戦争を知る世代の政治家の責任だと、こんなふうに語っておられます。

今、誠に大切なことというのは、憲法を変えることではなく、憲法をしっかりと生かして、人々が幸せに暮らしていけるよう、憲法をうまく活用して守っていくことだと思います。さらに、仮にこの96条が改正されたとした場合、その後、9条を改正し、さらに、そこからまた憲法9条を改正して、ハードルを高くすることもできてしまいます。もう永久に憲法を変えられない、そういうような危険性もはらんでいます。先ほど、市木議員が反対討論されましたが、その話の中で、憲法には日本独特の曖昧さがあるとおっし

やられていましたけど、曖昧ではなく、日本が戦争しないと決めたこの憲法というのは、世界でもすごく評価されています。他の世界中の国が、この日本国憲法を学んで、戦争をしないような地球を、世界をつくっていこうというような流れもあります。さらにもう一つ、尖閣諸島等の領土問題のことも言われましたけど、中国の本当の狙いというのは、領土問題をあげて、まとまっていない国内をまとめるため、それが本当の狙いです。そのことに利用しているのが、現状だと思います。そこに、国民の中でも腹が立つから、あんなふうにされて何でやりかえせへんのやというような話もありますけど、そういう挑発に乗ってしまうことが一番危ないことです。憲法が変えられて、そこで銃弾1発打つことで、本当に戦争が起きてしまう。これが、これまでの世界の歴史の中でもたくさんありました。

そういった部分も踏まえまして、この憲法96条を変えるということは、本当に危険なことで、絶対してはならないことだと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第5号年金削減に反対する意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第5号は否決されました。

次に、意見書第6号日本国憲法第96条の改正に反対する意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

（追加日程第4）

○議長（三和郁子君） 追加日程第4、決議第1号橋下徹大阪市長（日本維新の会共同代表）の旧日本軍『慰安婦』発言に対し謝罪と撤回を求める決議（案）が議員から提出されていますので、議題といたします。

それでは、議決第1号について、提出者の説明を求めます。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 決議第1号橋下徹大阪市長（日本維新の会共同代表）の旧日本軍慰安婦発言に対し謝罪と撤回を求める決議（案）を皆さんに説明させていただきます。

橋下徹大阪市長（日本維新の会共同代表）は、去る5月13日、旧日本軍による従軍慰安婦は必要だった、沖縄海兵隊司令官に海兵隊員のエネルギーを発散させるために風俗業の活用を提案したなどと発言をしました。一連の発言に対して、アメリカには発言の撤回と謝罪を行いました。従軍慰安婦発言については撤回や謝罪はありません。開き直っておられます。女性を性の道具として見る今回の一連の発言は、女性だけでなく、全ての国民の人格や人権、そして、尊厳を深く傷つけるものである。また、これらの発言が市民の人権を守り抜くべき公人によるものであり、断じて許されません。

よって、野洲市議会は橋下徹大阪市長に対し抗議すると同時に、ただちに謝罪し、発言を撤回することを強く求めます。

以上、決議をするということで、各地方議会でもたくさん意見書が採択されておりますし、決議も採択されたりということになっております。ぜひ、皆さんのご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（三和郁子君） これより、決議第1号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、決議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。決議第1号橋下徹大阪市長（日本維新の会共同代表）の旧日本軍慰安婦発言に対し謝罪と撤回を求める決議（案）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、決議第1号は否決されました。

（追加日程第5）

○議長（三和郁子君） 追加日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任願うことに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成25年第2回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る6月6日に招集させていただき、本日に至りますまで21日間でありました。当初の提案に対しまして、追加提案、また撤回をさせていただきました提案等で、最終的に20議案につきまして、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

特に、野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例では、地方交付税の算

定の基礎である地方公務員給与費が削減されたことにより、市職員及び市長、教育長の給料等を減額したものです。地方交付税の実質的な削減という調整に基づくものであり、地方自治法及び地方公務員法に定める地方自治の趣旨に反するものであると共に、ひいては憲法に定める地方自治の趣旨にも反する恐れもあり、とうてい理解しかねるものであります。市民サービス削減の回避と財政健全化のため、制度化を提案させていただきます。した。本定例会の代表質問、一般質問、また議案質疑を通じまして、行財政改革、新病院整備など、さまざまな分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。

また、職員の志気の維持、ひいては市民サービスの質の確保等の観点から、規則において特別休暇を定めることといたしました。なお、今回のことに関する憲法判断と実効性の問題につきましては、既にご承知のとおり、選挙制度の場合に示されていることと同様であります。

また、一般質問におきましては、教育問題、新病院整備、農業政策、防災減災対策など、さまざまな分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を伸ばすまちづくりに生かしてまいります。

さらに、凍結しております新病院整備につきましても、5月31日開催の公開討論会の結果等を踏まえ、会期中の特別委員会で真剣なご審議をいただき、ありがとうございました。これまでに、ご説明しておりますとおり、野洲病院の努力だけでは市民が安心できる医療サービスの確保には限界があり、慎重な検討の上で積極策か消極策か、いずれかの速やかな責任ある選択が求められております。来月予定しております市民懇談会等を踏まえ、方針を明らかにしていきたいと考えております。

行財政改革、野洲駅南口周辺整備、子育て支援、障害者自立支援、高齢者対策、就労支援、産業振興など各種の課題においても、透明、公平、公正を基本として、積極的な取り組みを進めてまいります。議員皆様方の引き続いてのご理解とご支援をお願いいたします。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、今後とも市政運営及び本市発展のために一層のご活躍をいただきますことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 今回の定例会におきまして、一般質問の場ですが、適切でない発言が見受けられました。ネット配信もされております。不特定多数の方が議会に注目されておりますので、関心を持っておられますので、今後におきましては、十分気をつけて発言をよろしくお願いいたしまして、以上で、平成25年第2回野洲市議会定例会を閉会い

たします。お疲れさまでした。(午後2時30分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年6月26日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 坂 口 哲 哉

署 名 議 員 立 入 三 千 男